

消防の動き



救急救命士の業務のあり方等に関する検討会

大深度地下等における消防隊員の
位置特定システムの開発

平成13年度救助技術の高度化等検討委員会
報告書の概要

平成14年度消防防災施設等
整備費補助金の交付決定

平成14年
6月号
376

消防庁

目次

巻頭言

3₁ 消防庁 = 消防・防災管理庁(FDMA)のこれから

特集

4 特集1₁ 救急救命士の業務のあり方等に関する検討会

6 特集2₁ 大深度地下等における消防隊員の
位置特定システムの開発

8 特集3₁ 平成13年度救助技術の高度化等
検討委員会報告書の概要

10 特集4₁ 平成14年度消防防災施設等
整備費補助金の交付決定

雑学キーワード

13₁ テロとは...

トピックス

14₁ 平成14年度「危険物安全週間」推進行事実施結果

15₁ 「地方公共団体の危機管理のあり方シンポジウム」開催結果の概要

レポート

18₁ 小規模雑居ビルにおける違反是正の推進

消防通信～北から南から

20₁ 神奈川県 箱根町消防本部 「自然と歴史の国際観光地『箱根』」

コラム2002

21₁ 「林野火災対策に係る調査研究会」の開催

広報資料(8月分)

- 22₁ 台風に対する備え
- 23₁ 住宅防火対策の推進《高齢者の安全対策》
- 25₁ 住民参加による防災まちづくりの推進
- 26₁ 外出先での地震の対処

インフォメーション

- 27₁ 消防防災機器の開発等および消防防災科学論文募集要領
- 28₁ 第2回消防研究所シンポジウム
- 29₁ 第5回全国消防広報コンクール実施要綱
- 30₁ 5月の主な通知
- 31₁ 消防庁人事
 - 1 広報テーマ(6・7月分)
 - 1 追悼



表紙
千葉県 銚子市消防団

消防庁 = 消防・防災管理庁 (FDMA) のこれから



消防庁次長 北里 敏明

日本の消防庁は、英語ではFire and Disaster Management Agency、略してFDMA（「フィドマ」）といい、直訳すると「消防・防災管理庁」である。

ここで消防庁を「消防・防災管理庁」と訳している根拠は、消防組織法第1条において消防の任務を「国民の生命、身体及び財産を火災から保護する」とともに「水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減すること」としていることにある。すなわち、昭和23年に消防を警察から独立させるにあたり、戦前から行ってきた「消火」のみならず、「防災」もその任務であることが法律上明示されたのである。その意味では、「消防（しょうぼう）」とは、「消・防（しょう・ぼう）」＝「消防・防災」と解するべきであり、消防庁については、英語表記上そのようになっていることになる。つまり、消防庁＝消・防庁＝消防・防災庁である。消防庁というと「火消し」の役所と思われやすいが、その実質は、消防も含む「防災庁」ということである。こうしたことから災害対策基本法などに基づく地方公共団体に対する防災対策の連絡などは、地方公共団体の制度を担当する総務省（旧自治省）に付属する消防庁の仕事とされているのである（消防組織法第4条）。

一方、アメリカには、連邦政府レベルにFEMA（Federal Emergency Management Agency 連邦緊急事態管理庁）があり、「フィーマ」と呼ばれている。先日、その前長官のジェームス・ウィット氏を迎えて、東京と神戸で、「地方公共団体における危機管理のあり方」のシンポジウムがあり、私も神戸でパネリストとして参加した。実は、ウィット氏がFEMAを引き受けた時にはFEMAの評判が悪かったそうであるが、その後ウィット氏などの努力によりその評価を高めてきた。任務は、地震・ハリケーンなどの自然災害から核戦争などまでを含み非常に範囲が広い。しかし、このほどブッシュ政権は、昨年の9月11日のテロを防げなかったことを踏まえ、FEMAを含め連邦のいろいろの危機管理組織を統合した「本土安全保障省」を作ることが必要との提言をしたところである。

日本の「消・防」の任務も、災害についてその原因を問わないこととされているため、災害対策基本法にいう自然災害などに限らず、テロなども含むとされている。今有事法制が国会で議論されているが、今後の日本の防災・危機管理体制を整えて行く上では、15万人の常備消防と95万人の消防団を持つ「消・防」体制をさらに強化し、防災担当機関としての自覚の下により有効に活動できる体制を整えることが必要である。その際には、「消防・防災管理庁」としての消防庁と地方公共団体の連携の強化や都道府県や市町村の危機管理体制の強化が大きな課題であり、今後こうした点を関係の皆さんのご意見を承りながら議論してまいりたい。

特集 1 救急救命士の業務のあり方等に関する検討会

救急救助課

去る4月17日、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」が東京都千代田区の東條インペリアルパレスにおいて開催されました。本検討会は救急救命士の処置範囲の拡大とその際に必要となる条件整備について検討するため、消防庁と厚生労働省が共同で開催したものです。メンバーは救急医療関係、消防機関、自治体等の代表者を中心に計23名で構成されています（別表参照）。当日は石井隆一消防庁長官と篠崎英夫厚生労働省医政局長の挨拶、松田博青杏林学園理事長の座長選出につづき、全メンバーからの意見聴取が実施されました。メンバーからは当面の課題とともに、10年後の救急救命士はどうあるべきかなどの長期的展望に立った検討が必要との意見も聞かれ、活発な議論が展開されました。



検討会で挨拶する石井消防庁長官

救急救命士制度は、平成3年にプレホスピタルケアを担う主役として創設されました。救急救命士は医療従

メディカルコントロールとは

メディカルコントロールとは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障することを指す。各地域にメディカルコントロール協議会を設置し、以下の体制を構築することで救命効果の向上を目指す。

メディカルコントロール体制

指示・指導・助言体制の構築

救急活動の医学的観点からの事後検証体制の構築

救急救命士の再教育体制の構築

救急隊員の医学的知識・技術の向上

救急隊員が行う応急処置の高度化

地域の救命効果の向上

事者としての国家資格であり、心肺停止傷病者に対して、除細動（電気ショック）点滴、器具を用いた気道確保の特定行為と呼ばれる高度な救命処置が実施できます。創設以来、心肺停止傷病者の救命効果の向上に大きく貢献してきました。しかし、現行では、除細動を実施する際、その都度医師の具体的な指示が必要とされており、1分遅れると7～10%救命率が低下すると言われていた除細動を早期に実施できる体制をはじめ、より救命効果を高めるため救急救命士の行う業務範囲の見直しが求められていました。

救急救命士の処置範囲の拡大については、平成3年の救急救命士制度創設から約10年が経過したことを契機に、厚生省（当時）に設置された「病院前救護体制のあり方に関する検討会」の報告書（平成12年5月）にも言及されています。そこでは、救急救命士の処置範囲の拡大についての重要性は指摘されたものの、メディカルコントロール体制の確立が急務で気管挿管や薬剤投与は時機尚早とされました。消防庁においても、救急救命士の処置範囲の拡大を含む救急業務の高度化を目指し「救急業務高度化推進委員会」を設置し、メディカルコントロール体制を具現化するための施策等について検討を行い、平成13年3月に取りまとめられた報告書を受けて各地域においてメディカルコントロール体制が早期に構築されるよう促進してきました。このような経緯の中、昨年秋に一部地域において、現行の救急救命士法上認められない処置が実施されていたことが判明したこともあり、国会においても論議される等、本件に関する議論が加速してきました。

検討会では、救急救命士の処置範囲拡大の当面の課題として、医師の具体的な指示を要さない（包括的指示の下での）除細動、及び医師の具体的な指示の下での気管挿管、薬剤投与の3項目を中心に検討されることとなります。また、処置範囲拡大の項目と必要な条件整備等、より具体的な内容について検討する場として、島崎修次日本救急医学会理事長を中心とするワーキン

グチームを設置することが決定されました。第1回目のワーキングチーム会合は5月22日に東京都千代田区の東京グリーンパレスで開催され、気管挿管の対象とすべき傷病者や処置範囲拡大に伴って必要となる教育・研修体制等の具体的内容についての検討を開始しました。今後検討会ではワーキングチームで議論を深めながら、6月を目途に中間報告をまとめていくこととしています。

なお、検討会の議事録については消防庁、厚生労働省それぞれのホームページから閲覧することが可能です。

救急救命士の業務のあり方等に関する検討会メンバー

23名(五十音順、敬称略) は座長、ワーキングチームメンバー

朝日 信夫	救急振興財団副理事長
石原 哲	全日本病院協会常任理事
宇都木 伸	東海大学法学部教授
円山 啓司	市立秋田総合病院中央診療部手術室長
上嶋権兵衛	大宮医師会市民病院副院長
北崎 秀一	山梨県総務部長
木村 佑介	東京都医師会理事
金 弘	船橋市立医療センター救命救急センター長
島崎 修次	日本救急医学会理事長
杉山 貢	横浜市立大学救命救急センター長
高橋 昭	出雲市外4町広域消防組合消防本部消防次長
土屋 章	日本病院会常任理事
土居 弘幸	静岡県健康福祉部技監
外山 孚	長岡赤十字病院副院長
羽生田 俊	日本医師会常任理事
平澤 博之	千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学教授
松田 博青	杏林学園理事長
三浦 孝一	京都市消防局安全救急部長
水崎 保男	東京消防庁救急部長
南 砂	読売新聞社編集局解説部次長
森 正志	仙台市消防局警防部長
森山 弘子	日本看護協会副会長
山本 保博	日本医科大学附属病院高度救命救急センター長

第2回目以降は下記メンバーを加え、計25名となる。

犬賀 武敏	姫路市消防局消防課課長補佐（救急救命士）
武田 純三	慶應義塾大学医学部教授

特集 2 大深度地下等における消防隊員の位置特定システムの開発

特殊災害室



1 目的・経緯

平成12年5月に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」が公布され、これにより、土地利用者に補償することなく、地下40m以下の部分を一定の手続により使用することが可能となりました。

今後整備が進むと思われるこの大深度地下を利用した施設をはじめ、現在すでにある道路トンネル、地下街等において火災が発生すると煙や熱気の充満により、消防隊員が危険にさらされ消防活動が困難を極めますが、そのような困難な空間においても、迅速で円滑な救助、救急及び消火活動を行う必要があります。

このため、GPSや無線などの通信方式に依存せず衛星からの電波が届かない地下空間などにおいても消防隊員の位置特定ができ、それに消防隊員の安全管理機能を付加したシステムを開発することとしました。



2 開発過程

(1) ニーズ把握

現場指揮本部が隊員の位置把握や安全管理を行う上でどのような情報が必要となるかについて調査検討を行い、そのうち、優先度の高いものを試作システムに取り入れました。

(2) 位置特定技術及び信号伝送方法の検討

種々の既存技術について調査を行い、検討の結果、以下の方法をとることとしました。

隊員の位置特定方法

建物内に分散配置した基地局を利用するPHS（パーソナル・ハンディホーン・システム）を応用した位置特定方式を採用

建物に設置する基地局と現場指揮本部間の信号伝送方法

無線LANと非常用の電灯線を用いる電灯線通信の両方式を採用

(3) 試作システムの基本仕様の検討

隊員の個人装備の重量をできるだけ軽減するよう配慮し、試作システムの基本仕様として、以下の機能を持たせることにしました。

現場指揮本部のモニターに示された建物平面図上に隊員の位置と識別番号等を表示する機能

隊員の緊急事態（隊員の動作停止、空気呼吸器の残量少）を現場指揮本部のモニターに表示する機能

現場指揮本部からの指示等を隊員の携帯端末に表示し及びこれに応答する機能



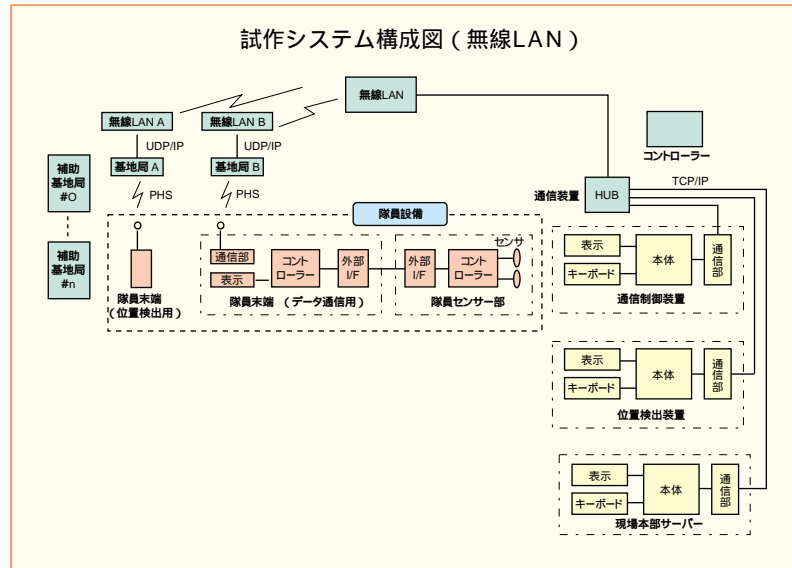
3 試作システムの検証実験結果

試作したシステムの検証実験を地下駐車場の一角（50m×20m）で実施し、結果は以下のとおりでした。

位置特定の精度に関しては、誤差が5m以内であったものが80%を占めておりほぼ基本仕様を満足していました。歩行中の位置だけでなく、隊員が立て膝



各種センサーを携帯した隊員(正面)



になったり伏臥した場合でも同様でした。

隊員の緊急事態（隊員の動作停止、空気呼吸器の残量少）表示機能及び現場指揮本部からの指示等の表示及び応答機能に関しては、基本仕様を満足していました。

これらの結果は、信号伝送方式として無線LANを用いた場合も非常用の電灯線を用いた場合も大きな差はありませんでした。



4 システムの改良課題

システムの改良課題としては、次の点があげられます。

位置特定に要する時間の短縮

試作システムでは現場指揮本部サーバに隊員の位置が表示されてから次の位置表示の更新までに約20秒間を要しており、短縮する必要があります。これは、隊員の携帯端末及び基地局に市販の機器を利用せず、専用機を開発すれば5～6秒に短縮できる見込みです。

隊員携帯端末機の小型軽量化等

隊員の装備性の向上を図るために機器の小型軽量化を図る（試作システムでは、本体、表示装置及びPHS機で構成され、重量は合計約1,440g）とともに、防水性、耐熱性、耐振動性、使用可能時間等を向上させる必要があります。

位置特定精度の向上及び位置不明の解消

試作システムでは位置誤差が5mを超えたもの及

び位置不明となったものが20%あり改良する必要があります。この点について、対象場所の電界強度を予め測定しデータベース化したり、隊員の歩行運動等から位置予測を行う知能システムを導入することが提案されています。

なお、今回のPHSを応用した位置特定方式の導入にあたっては、基地局の整備が必要になりますが、全ての地下街等に整備するためには相当な期間を要するなど、困難が予想されます。このため、今後は、施設に特別な工事を施すことなく隊員が携帯する機器のみで位置を特定することができるジャイロ方式に代表される自律型のシステムについても検討する必要があります。



5 結論

今回の試作開発の結果、位置特定に要する時間の短縮、小型軽量化、位置特定精度の向上等の改良課題が明らかになりました。今後、この成果を活用してこうした点を解決し実用化ができれば、現場指揮本部において活動中の隊員の位置や緊急事態の把握が可能になり、大深度地下等における消防活動の円滑化に資するものとなるとの見通しが立ちました。

本システムを改良したものは、対象施設が新設のときには設計段階から予め導入に配慮し、また、既存の施設で利用するときには非常用電灯線に基地局を取り付けることで利用が可能となります。

平成13年度救助技術の高度化等検討委員会報告書の概要 ～化学災害(毒・劇物等)に係る消防活動マニュアル～

救急救助課

救助技術の高度化等検討委員会では、救助技術の高度化等を推進し救助業務の充実強化を図るための具体的方策について、平成7年度から検討を行っています。平成13年度は、化学災害(毒・劇物等)に係る消防活動マニュアルをテーマとして検討を進めていたところ、9月11日に米国において同時多発テロが発生し、化学テロの危険性が改めて指摘されました。また、11月22日には内閣官房を中心にNBCテロ対処現地関係機関連携モデル(以下「連携モデル」という。)が策定されることとなりました。このため、これらをマニュアルの内容に反映させた検討が行われ、とりまとめられたものです。

以下、報告書の概要について紹介します。



1 構成

本マニュアルでは、対象となる化学災害を「化学物質のうち、常態において人体に対する毒性又は有害性を有し、又は物理的・化学的な変化・反応等により人体に対する毒性又は有害性を有する物質を発生する危険のある物質若しくは発生した物質等(毒・劇物等)に係る火災、漏洩、流出、拡散または人為的な散布等による災害」として定義し、その発生形態から

毒・劇物等施設における災害

輸送車両における災害

テロによる災害

に分類した上で、それぞれについて活動マニュアルを検討しました。また、化学災害時における連携モデルの運用についてもまとめています。



2 概要

(1) 共通事項(第1章)

第1章では、各発生形態への対処の共通事項として、マニュアルの対象、毒・劇物等災害の特性、関係法令に規定する事故発生時の措置等、消防活動の原則、119番通報受信時の対応及び消防隊出動時の措置について、まとめています。

(2) 各発生形態毎の対処要領(第2章～第4章)

第2章から第4章では、各章で対象とする災害、消防活動の主眼、事前に講じておくべき措置(各施設の取扱い物質の把握、資料の整備、訓練等)、現場到着時の措置(部署位置、情報収集項目等)、警戒区域の設定等(警戒区域、準危険区域(除染区域)及び危険区域の設定要領等)、指揮本部長の措置(指揮本部の設置、活動方針、応援要請、関係者の活用等)。

消防活動等（検索・救助、応急措置活動、物質の特定、消火、除染、救急搬送及び避難誘導の各要領等）及び安全管理の各項目について、発生形態毎にまとめています。

[第2章 毒・劇物等施設における災害]

本章では、毒物及び劇物取締法や化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等に基づき許可等された、毒・劇物等を取り扱う施設や事業所等において発生した化学災害を対象としています。

[第3章 輸送車両における災害]

本章では、毒・劇物等を積載した輸送車両の事故、破損等により、積載タンク又は容器内の毒・劇物等が流出、拡散等した化学災害を対象としています。なお、想定する範囲は、道路上（自動車専用道路上を含む）のほか、周辺で被害が及ぶ区域またはそのおそれのある区域としています。

[第4章 テロによる災害]

本章では、サリン、ソマン、タブン、V剤などの神経剤、マスタード、ルイサイトなどのびらん剤、青酸ガス、塩化シアンなどの血液剤及び塩素、ホスゲンなどの窒息剤など、化学兵器として用いられる化学物質（化学剤）が人為的に散布等されたことに起因して発生した化学災害を対象としています。

化学剤がテロリストの兵器として使用される事案としては、過去に日本においても12人が死亡、5,000人以上が負傷した平成7年3月の「地下鉄サリン事件」が、またこれより約9カ月前の平成6年6月に7人が死亡、600人以上が負傷した「松本サリン事件」が発生しています。

テロによる化学災害時には、災害発生予測の困難性、物質特定の困難性、化学剤特有の強い毒性、多数傷病

者の発生危険、同時多発の危険性及び犯罪であることなどの特徴から、非常に困難な消防活動が強いられ、通常の化学災害よりも高い知識と判断力が求められることとなります。

（3）関係機関との連携（第5章）

化学テロによる災害対応で適切な対処を行うためには、関係機関との有機的な連携が重要となります。前述の連携モデルでは、化学テロ現場における関係各機関の役割分担及び活動の連携について、どのような枠組み、手続きにより協議、調整するのか、また関係機関の連絡先はどこか等について、標準的な対応のあり方モデルとして取りまとめられていますが、本章においては、この連携モデルについての補足説明を行うとともに、消防機関としてどのように具体的な連携を図るべきか等についてまとめています。



3 マニュアルの活用について

昨年の米国同時多発テロを踏まえた消防庁の化学災害対策として、平成13年度の一次補正予算により整備した生物・化学テロ災害対応資機材を全国120消防本部に配置し、現在活用されているところです。

また化学災害時の活動マニュアルについては、従前より政令市など一部の消防本部において作成され、運用されていたところですが、今回策定されたマニュアルを参考に、全国の消防本部において、地域の特性に合った化学災害対応対策の充実が図られることを期待します。

平成14年度消防防災施設等 整備費補助金の交付決定

消防課

消防庁では、市町村等が住民の生命や身体、財産を火災や地震、風水害等の災害から守るために必要な施設等の整備を促進するため、消防防災施設等整備費補助金（以下「消防補助金」という。）を交付しており、毎年度国の予算において所要額を確保しているところです。

平成14年度予算においては、国債発行額を30兆円以下とする目標の下で歳出構造を抜本的に見直すこととされ、概算要求段階で消防補助金総額の約半分を占める「その他補助金」を引き続き1割削減するとともに、設備関係予算についても同様に1割削減するほか、予算編成時に施設関係予算を平均1割削減するという大変厳しい制約が課せられていました。

このような状況の下で、構造改革特別分としてデジタル通信方式を採用した高機能情報通信対応防災無線等を新たに補助対象とするとともに、緊急消防援助隊関係施設・設備に係る予算額を拡充した結果、総額180億9千万円（対前年度当初予算比9億1千万円減、4.8%）を確保したところです。

平成14年度予算の執行に向け、本年4月には消防補助金の要望調査結果を基に各都道府県からヒアリングを実施し、それぞれの事業内容を審査した結果、6月3日に第1回目の交付決定を行いました。

なお、交付決定に先立ち、緊急的に整備する必要がある一部の補助事業に対して前倒し交付決定を行っております。

これらの概要等については次のとおりです。



1 前倒し交付決定の概要 (4月30日交付決定)

(1) 前倒し交付決定の背景と理由

消防補助金の交付に当たっては、例年市町村等の予算確定後に、管内市町村等の要望を取りまとめた都道府県からヒアリングを受けた後に交付決定を行うこと

としているため、6月初旬に第1回目の交付決定を行っているところですが、5月31日から開催しているワールドカップサッカー大会における各種災害の発生に備えるため、テロ対策用特殊救助資機材（平成14年度から新たに補助対象とした資機材）を予め整備することが必要であった消防本部からの要請を受け、第1回目の交付決定に先立ち、4月30日に前倒しして交付決定を行いました。

(2) 交付決定額及び数量

前倒ししたテロ対策用特殊救助資機材（陽圧式化学防護服、生物剤検知器等が補助対象）に係る交付決定総額は37百万円であり、その内訳は次のとおりです。

消防防災設備整備費補助金	25百万円（14隊分）
市町村消防設備整備費補助金	12百万円（12隊分）



2 第1回交付決定の概要 (6月3日交付決定)

(1) 交付決定総額

交付決定総額は150億17百万円であり、前倒し交付決定分を合算すると150億54百万円（当初予算額対比83.2%）となります。補助金別内訳は次のとおりです。

消防防災施設整備費補助金	26億96百万円
市町村消防施設整備費補助金	18億30百万円
消防防災設備整備費補助金	54億63百万円
市町村消防設備整備費補助金	50億65百万円

(2) 補助金の主な対象施設・設備及び数量

消防防災施設整備費補助金の主なものとしては、耐震性貯水槽 673基、林野火災用防火水槽 142基、また、市町村消防施設整備費補助金の主なものとしては、防火水槽 476基、消防団拠点施設 122施設について交付決定を行いました。

さらに、消防防災設備整備費補助金の主なものとし

ては、災害対応特殊消防ポンプ自動車 126台、災害対応特殊救急自動車 117台、防災無線（高機能情報通信対応防災無線を含む。） 35団体、また、市町村消防設備整備費補助金の主なものとしては、消防ポンプ自動車 333台、高規格救急自動車 99台、消防緊急通信指令システム 51団体について交付決定を行いました。

(3) 主な事業の交付決定額

交付決定した事業のうち1件当たりの補助金額が多額（5千万円以上）なものの事業内容とそれぞれの交付決定額は次のとおりです。

消防車両動態管理・情報システム：刈谷市（愛知県 74百万円）

消防緊急通信指令システム：松山市（愛媛県 90百万円）、松本広域連合（長野県 74百万円）、他2団体

防災無線：南足柄市（神奈川県 83百万円）、川尻町（広島県 83百万円）、他13団体



3 都道府県別補助金交付決定状況

前倒し交付決定額と第1回交付決定額とを合算した各都道府県別交付決定状況は別表のとおりです。



4 今後の予定

当初予算額180億90百万円から交付決定総額150億54百万円を控除すると、残額は30億36百万円となりますが、予算の節約措置により予算額の一部について執行を留保されるため、残額の全てを執行することはできません。

また、消防防災設備整備費補助金及び市町村消防設備整備費補助金については、それぞれの予算額を上回る補助要望がなされており、補助要件は満たしていても交付決定を行うことができないものがありますので、

平成14年度消防防災施設等整備費補助金 交付決定状況

（単位：百万円）

	消防防災施設 整備費補助金	市町村消防施設 整備費補助金	消防防災設備 整備費補助金	市町村消防設備 整備費補助金	県合計	
1	北海道	16	34	313	238	601
2	青森	0	15	7	92	113
3	岩手	42	53	21	123	240
4	宮城	13	7	66	41	127
5	秋田	39	80	70	107	297
6	山形	10	38	62	117	228
7	福島	24	21	57	57	159
8	茨城	55	27	176	213	470
9	栃木	12	15	64	93	184
10	群馬	24	28	50	64	167
11	埼玉	78	37	178	139	432
12	千葉	50	103	224	316	693
13	東京	213	48	115	158	534
14	神奈川	269	30	479	302	1,079
15	新潟	61	72	25	130	288
16	富山	9	20	160	70	259
17	石川	47	25	19	46	137
18	福井	63	17	62	18	160
19	山梨	185	26	49	103	364
20	長野	74	41	179	116	409
21	岐阜	87	12	137	127	363
22	静岡	341	66	177	170	755
23	愛知	130	90	343	219	782
24	三重	37	10	114	73	235
25	滋賀	35	5	44	48	133
26	京都	26	34	92	132	284
27	大阪	47	0	354	196	598
28	兵庫	61	28	497	117	703
29	奈良	22	16	156	50	244
30	和歌山	21	23	51	42	137
31	鳥取	21	12	6	20	59
32	島根	20	21	69	49	160
33	岡山	22	33	85	65	206
34	広島	40	147	156	78	422
35	山口	34	0	16	99	150
36	徳島	34	37	0	53	123
37	香川	8	0	5	56	70
38	愛媛	35	21	73	193	322
39	高知	32	5	0	51	88
40	福岡	14	51	108	162	335
41	佐賀	0	28	87	46	162
42	長崎	16	69	38	110	232
43	熊本	50	117	181	62	411
44	大分	90	36	19	52	197
45	宮崎	34	39	122	76	271
46	鹿児島	151	188	149	99	587
47	沖縄	0	6	7	74	86
合 計	2,696	1,830	5,463	5,065	15,054	

端数処理の結果、合計値と合計欄が一致しない場合がある。



(参考1) 平成13年度に横浜市が整備した広域応対対応型消防艇(120トン級)

(参考2) 平成13年度に横須賀市が整備した消防緊急通信指令システム(型)



今後、8月を目途に確定する予算の節約額の状況を踏まえ、追加執行可能な範囲内で追加交付決定を行う予定です。

なお、消防防災施設整備費補助金及び市町村消防施設整備費補助金については、予算節約見込額を差し引いても予算執行残額があるため、現在、一部の補助対象施設を除き追加要望調査を実施しているところです。

近年、林野火災や大規模地震災害等が頻発し、また、

昨年米国で発生したテロ事件等、今後とも住民生活の安全を脅かす各種災害が発生する恐れがありますので各市町村等が消防の責務を果たすためには、限りある予算を有効に活用し、各地域の実情に応じて消防施設等を緊急に整備することにより消防力を一層強化することが必要であると考えられます。消防庁においては、今後、追加要望調査結果を踏まえて早急に交付決定を行いたいと考えております。

テロとは...



最近、“テロ”という言葉が頻りに耳にします。かつては、あまり身近なものではなかったように思うのですが、この頃は私達の生活のすぐ傍まで迫ってきているような危機感を持たずにはいられません。記憶に新しいものでは昨年9月に起きた「アメリカ同時多発テロ事件」、日本でも1995年のオウム真理教による「松本サリン事件」「地下鉄サリン事件」、近頃のニュースでは毎日のように報道されるレバノン、イスラエルなどで行われる「無差別テロ」「自爆テロ」。今、日本と韓国で行われているワールドカップサッカー大会においても、フーリガン対策もさることながらテロ活動を懸念して、消防庁と全国の消防機関が連携を図り、万々に備えた警戒体制をとっています。

そもそも、テロとは何なのでしょう？いくつかの文献を紐解いてみました。

テロリスト：(terrorist)テロとも。暴力革命主義者。フランス革命時のジャコバン党员。また、ロシア革命時の無政府主義者。**テロリズム**：(terrorism)テロとも。暴力主義。特に政治的な暴力にいう。フランス革命時の恐怖政治。**テロル**：(terror)テロとも。暴力。恐怖。流血革命手段。恐嚇(きょうかく)手段。

テロリズム(terrorism)の語源はフランス革命時のジャコバン派による恐怖支配(regime de la terreur)といわれており、第2次世界大戦前までは、日本では一般に“テロル”と訳されていたようです。アメリカ連邦捜査局(Federal Bureau of Investigation : FBI)は、テロ行為を「政治的又は社会的な目的を達成するために、政府、民間人またはその一部に対し脅威を与え、または威圧することを企図して人間または財産に対して非合法的な形で武力を行使すること」と定義づけおり、以上のことから“テロ”とは以下の三つの要素に整理することができます。

テロ活動は、非合法で武力の行使を行う。
行為は、脅威を与え、または威圧することを目的とする。
行為は、政治的または社会的な目的に裏付けられている。

テロリスト(テロリズム)には、それぞれ何らかの主義、主張、目的があるのですが、暴力行為により、私達の生活を脅かしたり、罪もなければ関係もない多くの人々を、犠牲にするような“テロ”が、世界から根絶されることを祈って止みません。

参考文献：『広辞林』三省堂
『米国 対テロ現場対応心得』ぎょうせい
『日本大百科全書』小学館

平成14年度「危険物安全週間」推進行事実施結果

危険物保安室



西元徹也氏による記念講演

総務省消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発活動を展開しております。

今年度の危険物安全週間は6月2日（日）から8日（土）まで行われました。

6月3日に行われた「危険物安全大会」では、永年にわたり危険物関係事業所等において、危険物の安全管理の推進に努められてきた個人（21名）及び団体（4団体）が「危険物保安功労者」として、また、危険物の保安に対する取組みが特に優れている事業所（30事業所）が

「優良危険物関係事業所」として、それぞれ消防庁長官から表彰されました。

また、併せて、危険物安全週間推進標語募集において、「危険物 小さな油断も イエローカード」で消防庁長官賞を受賞された北川賢二さんと危険物事故防止対策論文募集において「消防機関が

ら見た危険物施設に係る危険物事故防止の安全対策に関する考察 ～地下埋設配管からの漏洩事故防止～」で消防庁長官賞を受賞された萬治亮三さんに賞状が贈られました。

表彰式後の記念講演会では、株式会社東芝顧問（元消防庁統合幕僚会議議長）の西元徹也氏をお招きして、「21世紀の我が国の危機管理を考える」と題して講演を行っていただきました。

6月4日（東京会場）及び5日（大阪会場）の両日には、消防職員や危険物関係事業所の従業員の方々を対象に、「危険物施設安全推進講演会」を開催し、基調講演及び事故事例発表を行いました。基調講演では、横浜国立大学 助教授の大谷英雄氏をお招きして、「危険物の事故及び事故防止策の現状」と題して講演を行っていただき、また、事故事例発表では、堺市高石市消防組合消防本部指導査察課長西本義氏から「屋外タンクからの原油漏洩事故概要2例」、長岡市消防本部小林重喜氏から「セルフスタンドで発生した車両火災」をテーマとしてそれぞれ発表を行っていただきました。

このほか、6月6日には広報行事の一環として、中央合同庁舎第2号館1階アトリウムにおいて、東京消防庁音楽隊によるミニコンサートを実施し、来館者等に演奏を楽しんでいただくとともに、危険物の安全に対する知識を深めていただきました。



フィリップ・トルシエ氏をモデルとした危険物安全週間推進ポスター



6月6日に開催されたミニコンサート

「地方公共団体の危機管理のあり方シンポジウム」 開催結果の概要

防災課

1 概要

今般、米国連邦危機管理庁（FEMA）で8年間、長官を務めたジェームズ・リー・ウイト氏を招聘し、地方公共団体における危機管理のあり方についてのシンポジウムを去る5月29日（水）14：00から兵庫会場（兵庫県公館）31日（金）13：30から東京会場（第一生命ホール）において開催しましたので、その概要を紹介します。

このシンポジウムは、地方公共団体の首長をはじめ防災関係職員等の約880名（兵庫会場450名、東京会場430名）が聴講され、盛況の内に幕を閉じました。

兵庫会場：井戸敏三兵庫県知事によるご挨拶、滝実総務大臣政務官の来賓挨拶のあと、ウイト氏による「連邦政府における危機管理とFEMA」と題した基調講演が行われました。

その後、河田恵昭京都大学防災研究所教授をコーディネーターに、林春男京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授、小川和久危機管理アナリスト、北里敏明消防庁次長、ウイト氏により「地方公共団体の危機管理のあり方」と題して、パネルディスカッションを開催しました。

東京会場：土屋義彦全国知事会会長（埼玉県知事）によるご挨拶、片山虎之助総務大臣の来賓挨拶のあと、兵庫会場と同様にウイト氏による基調講演、藤吉洋一郎NHK解説委員をコーディネーターに、志方俊之帝京大学教授、吉井博明東京経済大学教授、石井隆一消防庁長官、ウイト氏によりパネルディスカッションを開催しました。

2 講演者等の発言の骨子

（1）基調講演（兵庫・東京会場とも）

「連邦政府における危機管理とFEMA」前米国連邦危機管理庁長官：ジェームズ・リー・ウイト氏

ウイト氏はオクラホマの連邦政府ビル爆破事件などの例を紹介し、テロ事案発生時の危機管理・事態管

理機能の重要性と連邦（国）レベルでの教育・訓練の重要性や、訓練・実戦の経験を防災体制の充実・強化に役立たせること、さらには、情報の共有化をはじめ、防災資源の共有化を進めることが必要であるとしています。特に地方政府や州との防災相互応援協定による連携策の推進や災害対策本部の標準化（ICS）の推進、専門職員の確保などが重要としています。

また、防災対策は常に被災者の立場に立って考えることや、先を見越した施策の展開が必要としています。さらにFEMAの改革時には「今までやったことがない」、「前例がない」と言われたりしたが、「今までそうしたことがない、と言うな」という看板をかけて会議に臨んだとのエピソードを紹介されました。

ある牧師の言葉、「明日の木を植えるのではなくては木陰に立ち得ない」と締めくくり、講演を終えられました。



ウイト氏 東京会場

（2）パネルディスカッション

基調講演に引き続いて、地方公共団体の危機管理のあり方や国の関与は今後どう有るべきかという観点からパネルディスカッションを行いました。各パネリストの主な発言要旨は次のとおりです。

兵庫会場

林教授

・防災行政は対応が後手となりやすい、特に減災対策がうまくいっていない。

大災害は今後も確実に起こる。特にmitigation（被害抑制）、preparedness（準備）が重要。

- ・災害は原因の如何を問わず対応するもので、米国では連邦応急対応計画（FRP）で対応することとしている。また、防災体制の標準化（ICS）の仕組みも検討する必要がある。
- ・災害にあった人にしか情報が共有できない。自分たちの体験を共有できる仕組み、災害の経験を蓄積できる仕組みが必要。

小川氏

- ・まずは身近な危機に備えることが重要。例えば交通事故の場合、ドクターヘリの整備を進めるべきである。これは1970年に旧西ドイツが始め、2万人の交通事故死者を7千人に減らした。
- ・情報は取りに行くもので、上がってくるのをただ待つものではない。
- ・計画はあるがどうやって実行するのが重要。また、平時の訓練で失敗することでその県の防災のレベルは上がる。

北里次長

- ・阪神・淡路大震災後、30分で官邸に局長級が参集できる非常参集体制が作られた。また、ヘリテレ画像が官邸に入るシステムや地震被害予想システム、それに応じた対策への支援を考える仕組みなどが整備されてきている。
- ・緊急消防援助隊の創設や相互応援のシステムを敷いてきた。消防防災ヘリコプターも68機となり、今後の整備も計画されている。政府では危機管理監を設置した。地方でも防災監等が増えている。
- ・これまでは都道府県や市町村の防災部局が手薄であり、防災の人間を確保することについて制度的財政的支援の仕組みが必要と考える。また、防災専門家の養成も必要。

ウイット氏

- ・他の国でも大規模災害の際、地域のリーダーは、資源を十分に活用できない状況にある。そこで、国家レベルの計画を持つことや地方公共団体のサポートが必要。
- ・初動が重要で、アメリカでは国防総省の資源を活用している。指揮者は地方の消防職員であるが、

軍を「資源」として使うことが重要。

- ・政府の施策の継続性が重要で、9月11日以降、ある上院議員がアドバイスを求めてきたが、新規法律は不必要で、既存法律を軸に予算を増やすことが重要と答えた。政治的なリーダーはコミットメントを繰り返していくことが必要。

河田教授

- ・今後も我が国でスーパー広域災害が発生し、河口近くの大都市の地下空間が特に危ない。M8.6の地震であれば、阪神・淡路大震災など比較に出来ない大きな災害で広域応援は期待できない。海からの救援も来ない。未経験の大災害となる。
- ・危機管理機能の連携に課題があり、県と政令市の関係や情報共有化などで問題。また、合併により態勢強化も必要。フランスでは市町村が小さいことから県知事が境界災害を消防指揮、県をまたがるものはゾーン県知事が指揮することとなっている。
- ・「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」も支援に対する感謝の現れ。自治体に育ててもらいたい。これを契機に知恵を共有できれば有効と考える。



兵庫会場

東京会場

志方教授

- ・被害予測を行い、都市の脆弱性を見つけだすことが重要。また、実働部隊のコーディネーションが大事で、消防、警察、自衛隊、ボランティアそれぞれの特性を活かす必要がある。
- ・東京ではM7.2の被害予想で7,200人が死亡。150万人のホームレスがでる。

そこで自衛隊を活用し、輸送機での部隊搬送や輸送艦での人の収容も行える。そのためには、部隊の集結施設や低空域の空域管制の課題などがある。

- ・アメリカには州兵があり活用しやすい。日本は自衛隊はあるが、日頃からの付き合いが重要。

平時の制度として地方自治は必要であるが、人の命が関わるときには、国の機能をセットアップしておく必要がある。

吉井教授

- ・災害対策基本法は優れているが、実際はそれがうまく運用できていない。体制としては相当のレベルにあるが問題は質である。活用の仕方や仕組みが重要で、権限の集中管理が必要。
- ・特に首長補佐体制が重要。クリントンにとってのワイト氏のような存在が必要。そこで、今の職員の能力のアップとして疑似体験、図上演習の繰り返しが必要であるが、それをやれる研修機関が足りない。
- ・今ある資源をいかに活用するかが重要で、そのために行政は情報提供をしっかりと行う必要がある。

石井長官

- ・まだまだ防災専門のスタッフが足りない。人材養成などきちんと体制強化をしたい。また、災害対策を知っている知事でも災害対策基本法の仕組みが分かっていない。知事には相当の権限がある。問題は、法律制度ではなく、それを担う人材の厚みの問題。
- ・地方分権時代ではあるが、災害対応に関しての国の役割は重要。例えば消防救急無線のデジタル化も個々の地方ごとに考えていくとコストがかかる。地方分権と危機管理は別物で、こういうものは全国一本の基準で整備されることが望ましい。
- ・大災害の際には隣の県にも頼ってられないことから、地域間の防災計画策定において国の役割が重要となってくる。また、「常備消防のあり方研究会」で都道府県の機能の強化について検討中。分権委員会でも県、国の役割を議論する必要があるといわれている。

- ・思いもよらない災害が発生している。テロ資機材も国で配備した。今後は救急救命士の役割が重要で、救命率は欧米が10%台、日本は5%。そのためにもメディカルコントロール体制が重要。

ワイト氏

- ・どういうリスクがそこにあるかを特定すること、首長がリスクに対して要員を用意し責任を明確にしておくこと、そのための訓練、計画が必要。また、中央政府の中で責任と権限を明確にしていくことが重要。
- ・メディアはパートナーであるべき。ノースリッジの際に州の責任者と私で毎朝記者会見を行った。
- ・よい資源、人材をどのように最大限活用するのかが課題。これを広げれば世界でもっとも強い防災体制になる。情報共有や協調を行い、効率的に防災体制を構築すること。

藤吉解説委員

- ・FEMAでは一つひとつを改善した。前の失敗を繰り返さないというやり方が日本ではうまくできていない。何かあるたびに法律を変えているが、想定外のことに備えていない。
- ・東京消防庁は東京都全体に責任を持っているが、日本ではここだけの制度。今の自治体消防の枠組みでいいのか議論が必要。
- ・時代が変わっていく中で考えを変えていくべき。過ちを誤ったままにしておくことは避けなければならない。FEMAはいくつもの改善を積み重ねた。前例がないという現場の抵抗にしり込みしてはならない。



東京会場

小規模雑居ビルにおける違反是正の推進

防火安全室

平成13年9月1日に発生し、44名の死者と3名の負傷者を出す大惨事となった新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として実施された小規模雑居ビルの全国一斉立入検査においては、平成13年10月31日現在、約92%の防火対象物で何らかの消防法令違反のある事実が判明しました。これを踏まえ、消防庁としては、「小規模雑居ビルの一斉立入検査を踏まえた当面の対応等について」(平成13年11月30日付け消防予第437号消防庁予防課長通知)を発出し、避難経路の確保、防火管理者の選任、消防計画の作成等を違反是正措置の重点項目として徹底するとともに、是正措置を講ずる際の履行期限の目安などを示したところですが、平成14年1月31日現在では、何らかの消防法令違反のある防火対象物は、別添のとおりまだ約79%あることが判明したところです。

また、本件火災を契機とした消防審議会の答申等を受け、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、消防機関による立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火対象物における防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設けるほか、避難上必要な施設等の管理の義務付け、罰則の強化等を内容とする「消防法の一部を改正する法律」(平成14年法律第30号)が4月26日に公布されたところです。

このことから、消防庁としては、「小規模雑居ビルにおける違反是正の推進について」(平成14年5月7日消防安第7号防火安全室長通知)及び「小規模雑居ビルにおける違反是正の推進に係る要員の確保について」(平成14年5月7日消防安第8号防火安全室長通知)を発出し、小規模雑居ビルに係る消防法令違反等の早期是正を図っているところですが、これらの通知の概要については次の内容のとおりです。

1 「小規模雑居ビルにおける違反是正の推進について」

各消防機関においては、小規模雑居ビルに係る消防法令違反等の早期是正のために、措置命令をはじめとする違反是正措置を躊躇することなく講ずること。

「消防法の一部を改正する法律」(平成14年法律第30号)が4月26日に公布されたことの周知徹底を図ること。

消防庁としては、今後、同法の内容を踏まえ、立入

検査の具体的な手順と着眼点等を盛り込んだ「立入検査マニュアル」、具体的な命令発動要件、告発要領等を盛り込んだ「違反処理マニュアル」を速やかに作成し、地方公共団体に対して示すこと等により、違反是正が推進されるよう具体的な支援策を講じていくこととしていること。

地方レベルにおける関係行政機関との連携については、「風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」(平成13年11月12日付け消防庁予防課長通知)を発出し、風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策に関し、地域の実情に応じて、各都道府県警察、建築行政機関をはじめとする関係行政機関との連携を図るようお願いしているところであり、現在、全国で10都府県、5市について連携の具体的な方策を文書で確認しているが、未だ連携体制が十分でないと考えられる地方公共団体にあっては、速やかに関係行政機関と調整を行い、十分な連携体制を構築するために所要の措置を講じるべきこと。

2 「小規模雑居ビルにおける違反是正の推進に係る要員の確保について」

いわゆる雑居ビル等の複合用途防火対象物は、一般の防火対象物と比較して立入検査にかかる労力が大きいものであるが、こうした複合用途防火対象物に対する立入検査が増加していることにかんがみ、平成14年度の地方財政計画において立入検査体制の強化を図るとされ、1,077人の予防要員を増員するための経費が見込まれている。これを踏まえ、各消防機関において必要な予防要員の確保のために十全の措置を講じられたいこと。

平成13年度補正予算(第1号)によって措置された「緊急地域雇用創出特別交付金事業」において「小規模雑居ビル等防火対象物・防災対象物に関する調査・指導による地域の防災安全性の向上を図る事業」を推奨事業例として掲げており、引き続き、この事業の積極的な活用により、消防防災支援要員の確保を図られたいこと。

小規模雑居ビルの消防法令違反状況

1 調査内容

平成13年9月3日付け「小規模雑居ビル火災の一斉立入検査結果の調査について」により一斉立入検査を実施した立入検査実施対象物について、平成14年1月31日現在、違反是正等の状況を調査したものである。

2 調査対象

3階以上が娯楽、飲食等の用途に用いられている小規模な雑居ビル

3階以上の階が、消防法施行令別表第1に掲げる(2)項又は(3)項に掲げる用途に用いられていること。

直通階段が一つのみ設けられていること。

共同防火管理を要すること。

3 調査期限

平成14年1月31日現在

4 用途区分ごとの違反防火対象物

	2項			3項			16項イ			合計		
	対象物数	違反なし	違反率	対象物数	違反なし	違反率	対象物数	違反なし	違反率	対象物数	違反なし	違反率
平成13年10月31日現在	235	18	92.3%	2331	195	91.6%	5841	467	92.0%	8407	680	91.9%
平成14年1月31日現在	193	80	58.5%	2166	446	79.4%	5127	1061	79.3%	7486	1587	78.8%

平成14年1月31日現在の対象物数が、平成13年10月31日現在の対象物と異なるのは、平成13年11月1日以降に用途変更や再調査により、小規模雑居ビルに該当しなくなったものがあることによるもの。

5 項目別ごとの違反防火対象物（違反率）

項目		平成13年10月31日現在	平成14年1月31日現在
防火管理	防火管理者選任届	59.2%	38.3%
	消防計画の作成	64.7%	43.7%
	共同防管協議事項届出	58.7%	45.7%
	自衛消防訓練	81.6%	52.2%
消防用設備等	防災物品使用	39.3%	29.1%
	消火器・簡易消火用具	29.1%	20.1%
	屋内消火栓設備	9.5%	4.7%
	自動火災報知設備	42.0%	27.4%
	非常警報器具・非常警報設備	21.9%	13.8%
	避難器具	45.6%	30.2%
	誘導灯・誘導標識	45.1%	27.1%
その他	火気使用設備・器具	9.5%	7.5%
	防火対象物使用開始届	19.8%	7.3%
	消防用設備等点検報告	60.5%	33.9%
	避難施設の管理	29.4%	16.5%
	防火戸の管理	18.6%	12.8%

6 用途区分ごとの違反件数

	2項			3項			16項イ			合計		
	平成13年10月31日現在違反件数	平成14年1月31日現在違反件数	違反是正率	平成13年10月31日現在違反件数	平成14年1月31日現在違反件数	違反是正率	平成13年10月31日現在違反件数	平成14年1月31日現在違反件数	違反是正率	平成13年10月31日現在違反件数	平成14年1月31日現在違反件数	違反是正率
平成13年10月31日現在	1386			15817			48712			65915		
平成14年1月31日現在	1259	554	44.0%	14301	4247	29.7%	43822	12374	28.2%	59382	17175	28.9%

平成14年1月31日現在の違反件数が、平成13年10月31日現在の違反件数と異なるのは、平成13年11月1日以降に用途変更や再調査により、小規模雑居ビルに該当しなくなったものがあることによるもの。

一の防火対象物に複数の違反がある場合にはすべて違反件数として計上する。

7 用途区分ごとの違反処理件数

	2項			3項			16項イ			合計		
	警告	命令	計	警告	命令	計	警告	命令	計	警告	命令	計
平成13年10月31日から平成14年1月31日現在	73	0	73	683	0	683	1249	3	1252	2005	3	2008

告発については、0件である。

違反処理件数は、違反対象物ごとの違反処理件数ではなく、個々の違反に対する処理件数である。



神奈川県 箱根町消防本部



神奈川県 箱根町消防本部
消防長 **辻満 博相**

「自然と歴史の国際観光地『箱根』」

箱根町は、神奈川県の南西部に位置し、地勢は富士火山帯に属する箱根火山によって形成されている典型的な複式火山地帯です。その地形は複雑をきわめ、富士山を高度1,000m内外の中腹で横に切ったふちのような古期外輪山と、その内側の主峰である神山(1,438m)を中心とした中央火口丘群や新期外輪山等で形成されています。また、西側は静岡県3市2町と接し、神奈川県と静岡県の県境に接する町でもあります。しかし、その険しい地形のため、隣接の市町とは地形的に隔てられ、昔から交通の難所とされています。江戸時代には関所(箱根関所)が設けられ、東西の交通に重要な役割を果たしてきました。近年では新春に恒例となっている東京箱根間往復大学駅伝競走で、管内を縦断する国道1号線を海拔約50mの「箱根湯本」から国道1号線最高地点(874m)である「芦之湯」まで、約820mの高度差を距離にして13km程で一気に駆け上がることにより、その険しさと町全体が山岳地形であることが伺えます。

東京から約80kmに位置する箱根町は、『富士箱根伊豆国立公園』内に所在し、面積92.82¹のうち92.2%が山林原野及び河川湖沼などからなっています。人口は約15,000人程度ですが、年間約1,900万人もの観光客が訪れる観光地です。管内には、雄大な富士の姿を湖面に映し出す名鏡芦ノ湖や美しい山なみ、辺りに漂う硫黄の臭いと、もうもうと噴煙をあげる大涌谷、秋になると一面

に黄金色の絨毯を敷きつめたような仙石原スキ草原など、四季おりおりの姿は大変美しく多くの人々に愛されています。

当消防本部は、昭和45年4月に職員24名をもって発足し、現在では、1本部1署1分署2分遣所、職員104名の体制となっています。管内には、約650軒の宿泊施設があり、宿泊関係の適マーク施設数は350軒を数えます。また、平成13年中の救急件数は、1,953件、搬送人員1,958人でしたが、その内、約60%を観光客が占めるなど、観光地特有の形体を呈しています。

現在、管内の4署所に高規格救急自動車を配備し、それらの救急事案に対応しています。また、一気に海拔が高くなる特有の地形から、地域により全く違う気象状況や雪害対策等に変化してきています。

近年、各種災害は複雑・多様化かつ大規模化し、消防を取り巻く環境は著しく変化してきています。これらの災害に対し、迅速かつ的確に対応するため、県内の消防本部はもちろんのこと、県境をもって接する静岡県の4消防本部とも消防相互応援協定を締結しています。また、平成13年4月には、災害活動の拠点となる消防本部庁舎を新築移転し、消防力の強化と充実を図ったところでもあります。

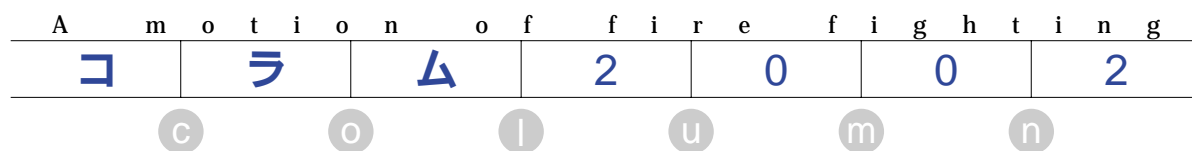
これからも、住民はもとより、観光地『箱根』を訪れる多くの方々の生命・財産を守り、『地域の消防』に対する期待に応えられるよう職員一丸となって日夜努力していきたいと思っています。



芦ノ湖と富士



箱根町
消防庁舎



「林野火災対策に係る調査研究会」 の開催

消防庁及び林野庁は、多発する林野火災に係る効果的な対策を検討するため、学識経験者と関係行政機関の職員から成る「林野火災対策に係る調査研究会」を開催することとし、その第1回を、5月28日に実施しました。

毎年、春先は空気が乾燥し、林野火災が多発する傾向にありますが、特に今年は、焼損面積10ha以上又は空中消火のためにヘリの出動を行ったもので消防庁に報告されたものに限ってみても、1月から3月までに全国で発生した林野火災件数が61件と、昨年比で2倍にもなるなど、大変憂慮すべき事態となっています。また、気候の温暖化に伴う異常気象により、林野火災の態様も従来と異なる様相を呈しています。一方で、ヘリコプターの早期大量

投入による林野火災への空中消火の効果に対しては、高い評価が出ているところです。

そこで、昨今のこのような林野火災を取り巻く状況に鑑み、その発生抑制と拡大防止に向けて、メカニズムの分析や既往の対策事業等を点検するとともに、今日的な社会経済情勢等を踏まえた効果的な林野火災対策について再構築するため、この研究会を開催し、検討を行うこととしたものです。

検討事項として、以下の項目について、数回程度の研究会を開催し、年度内に報告を取りまとめる予定です。

- (1) 最近の大規模林野火災の事例の分析について
- (2) 出火予防対策について
- (3) 延焼拡大の防止対策について
- (4) 効果的な林野火災対策について

林野火災発生件数(1月1日～3月31日)

焼損面積10ha以上または空中消火を実施した林野火災発生件数
(火災・災害等即報要領に基づく報告のあったもの)

	1月	2月	3月	合計
平成14年	5	17	39	61
平成13年	6	8	16	30
平成12年	2	20	30	52
平成11年	15	16	7	38

台風に対する備え

防災課



和歌山県古座川町提供

熱帯地方で発生する低気圧は、「熱帯低気圧」と呼ばれますが、北西太平洋や南シナ海で発生する熱帯低気圧のうち、中心付近の最大風速が17.2m/S以上のものを日本では「台風」と呼んでいます。台風の半径は約200～800kmくらいで、ときには直径1,000km、高さ10～15kmにもおよぶ巨大な空気の渦巻きになることがあります。

台風の中心部には下降気流があって雲が切れ、風の弱い「台風の眼」が形成され、この眼を中心に左巻き（反時計回り）に回転しています。また、中心の気圧が低くなるほど勢力の強いものになります。台風は進路に対して東側の地域では西側に比べて強い風が吹きやすく、逆に西側の地域では大雨が降りやすいと言われています。

日本列島に接近する台風の進むコースはおおむね太平洋高気圧の位置や勢力で決まってきます。発生したばかりの台風は、太平洋高気圧の吹き出す風（偏東風）にのって北西に進み、大陸からの偏西風に出会うと、太平洋高気圧の周辺を回るようにして北東寄りに向きを変えます。台風が転向せずに、台湾や中国大陸方面に向かうかどうかはこの太平洋高気圧の勢力が関係しています。

台風は転向点を過ぎると偏西風によって急にスピードを上げ、遅いもので40km/h、速いもので100km/hもの猛スピードで進行するようになります。太平洋高気圧のへりがちょうど日本付近にかかる8、9月が主に日本にとっての台風シーズンになります。

今年も、これから台風の季節を迎えるにあたり、台風による被害を最小限にとどめるため、自治体や消防機関と住民とが一体となった地域ぐるみの万全の体制を整えておくことが必要です。特に災害の発生する恐れのある地域の皆さんは、防災訓練などのほか、自治体や消防機関あるいは自主防災組織などが開催する研修会、説明会、イベントなどに積極的に参加したり、広報紙やパンフレットなどを通じて、普段から防災に関する知識を蓄え、いざというときの対応力を身に付けるなど、災害に対する警戒を怠らないようにしてください。

大規模な災害により広範囲にわたる被害が発生した場合には、防災関係機関などによる活動が困難になること

も予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことも大切です。このような活動が効果的、組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織の活動を充実させ、日頃から防災用資機材の整備などを進めるとともに、風水害などの災害が発生した場合を想定して、地域の实情に応じた実践的な訓練を皆さん自身で積み重ねておくことが大切です。また、台風が近づいているときには、テレビやラジオ、防災行政無線などで流される気象注意報・警報などに十分注意するようにしましょう。土砂崩れや高潮など災害の発生が予想されたり家屋などに危険が迫ったとき、市町村長から避難の勧告や指示が出されます。皆さんのまわりには、一時的に避難する場所が事前に指定されていますので、日頃からその位置やそこまでの道筋を確認しておきましょう。実際に避難の勧告や指示が出された場合にはこれに従い、地域の人々と協力しあって避難をしていただくこととなりますが、周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示がまだなくても、自主的に避難をして災害から身を守ることも大切です。

日頃から、避難するときのために携行品（懐中電灯、ラジオ、非常食など）や家族それぞれの氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく）などを準備しておくとともに、家族それぞれの役割分担や避難先でおちあう場所などについて話し合う“家族防災会議”を開き、重要なことはあらかじめ決めておきましょう。また、避難するときは動きやすい服装であわてず落ち着いて行動し、回り道でもあらかじめ確認しておいた安全な避難路を選んで避難場所まで行くようにしましょう。特にお年寄り、子ども、病人、体の不自由な方などには、家族の人ばかりではなく近所の人にも気配りをして、早めに避難をするよう心がけることが大切です。

住民のみなさんと防災関係機関が一体となって、より一層の防災体制の強化に努め、台風による被害をなくしましょう。

住宅防火対策の推進《高齢者の安全対策》

予防課

平成12年中の住宅火災による死者数は936人であり、このうち65歳以上の高齢者は517人（55%）と半数以上を占めています。また、高齢者が住宅火災で死に至った経過を見ると、「逃げ遅れ」が大半を占めています。

高齢者は、人によって程度の差はありますが、身体

の衰えにより行動能力が低下し、さらに、病気や身体不自由などの条件が重なった場合には、火災が発生した際の自力避難が非常に困難となることから、居住環境におけるきめ細やかな防火安全対策が必要となります。

高齢者を火災から守るために大切なポイント

火災の発生を未然防止

火災になりにくい又は火災を未然に防ぐ機能がついた調理器具や暖房器具を使用することが有効でしょう。

安全調理器具には、揚げ物等の調理中に油の温度が上がりすぎる前に自動的にガスが止まる「天ぷら油過熱防止機能」、使用中に火が消えた場合ガスの供給を自動的に止める「立消え安全装置」、グリル内の水がなくなると自動的に消火する「グリル水切れセンサー機能」、このほかに「消し忘れ防止機能」などの機能がついているものがあります。

安全調理器具を使いましょう。



安全暖房器具には、地震などの揺れを感じたり誤って倒したときに自動的に消火する「対震自動消火機能」のほかに、ファンヒーター等の機器で内部の温度が異常に過熱すると自動的に消火する「過熱防止装置」

安全暖房器具を使いましょう。



能」や一定時間経過後に自動的に燃焼を停止する「消し忘れ自動消火機能」などがついているものがあります。

火災の拡大防止

着火物となるカーテンや寝具類などに燃えにくい防災品を使用しましょう。防災品には、衣類・寝具類やカーテン、エプロンなどに防災加工を施したものがあり、例えば防災加工を施した寝具類に、たばこの火などが上に落ちて火がつきにくく、万一、火がついても大きく燃え広がらないため、消火しやすく、また高齢者の方には避難する時間が確保できます。また、調理中等にコンロの火が服の袖に着く着衣着火によって毎年多くの方がなくなっています。防災加工を施したエプロンやアームカバー等を活用することが効果的です。

防災品で身の周りの安全対策を！



火災の早期発見

寝室や台所に住宅用火災警報器を取り付けておけば、火災をいち早く発見でき、就寝中でも音で火災の発生を知ることができます。住宅用火災警報器には、火災

による「熱」を感知するタイプと、「煙」を感知するタイプがあります。どちらも自動的に「熱」や「煙」を感知してブザーを鳴らし、いち早く火災の発生を知らせてくれます。また、最近ではガス漏れ警報器と一体となったものもあります。

住宅用火災警報器を各部屋に取り付けましょう。



火災を早く消す

住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具、さらに火災による熱を感知して自動的に放水する住宅用スプリンクラー設備などの設置も効果的でしょう。

住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具

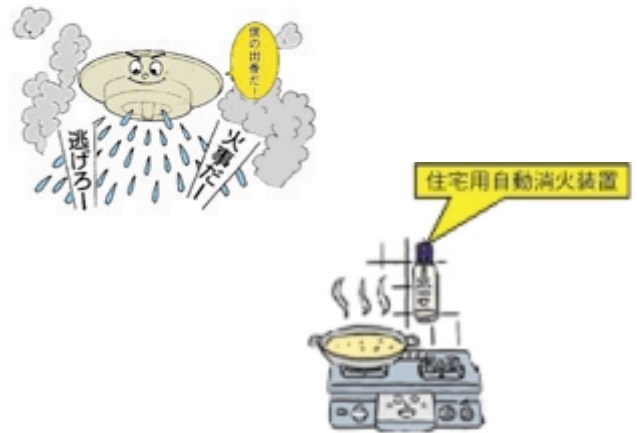
一般住宅用に開発された消火器として、軽量で操作が簡単な「住宅用消火器」のほか、スプレー等の形状でより軽量かつ簡単に使用でき、比較的体力のない高齢者等にも効果的に扱える「エアゾール式簡易消火具」があります。いずれも、いざという時に効果的に扱えるよう日頃から使用方法を確認しておきましょう。

各部屋に住宅用消火器を設置しましょう。



住宅用スプリンクラー設備・住宅用自動消火装置
火災による熱を感知して自動的に「水」や「消火性能を有する薬剤」等を放出する設備で、特に火災の発見や対応が遅れがちな一人暮らしの高齢者を火災から守るのに威力を発揮します。

住宅用スプリンクラーを取り付けましょう。



避難経路の確保等

高齢者がまず安全に避難できるように、就寝する場所をなるべく1階や戸外に近い場所を選び、安全に避難できる経路を二方向以上確保することが大切です。

就寝する場所は、避難しやすい場所にしましょう。



2方向以上に避難できるようにしておきましょう。

以上のような対策と合わせて、高齢者を交えての避難訓練や消火訓練を行うなど、高齢者の家族はもとより地域住民が協力し合い、高齢者を住宅火災から守っていきましょう。

住民参加による防災まちづくりの推進

防災課

防災力の向上を図るためには、防災に直結する事業の実施は勿論ですが、まちづくりや住民生活に「防災に関する視点」を盛り込んでいくことが重要です。

消防庁では、この「防災まちづくり」をより一層推進するため、地方公共団体や地域のコミュニティにおける防災に関する様々な取組、工夫・アイデアのうち、特に、優れたものを表彰する「防災まちづくり大賞」(総務大臣賞、消防庁長官賞他)を平成8年度に創設しました。表彰団体の優れた取組については、その内容をわかりやすく紹介したパンフレットや事例集を作成し、各地方公共団体や関係機関等に配布することによって全国に幅広く紹介し、優良事例の普及並びに新しい試みの推奨に努めています。

昨年度の「第6回防災まちづくり大賞」では、全国各地から寄せられた数多くの事例のうち、特に優れた取組である12事例が、総務大臣賞その他の各賞を受賞しました。

総務大臣賞は、「有珠山火山防災対策」(有珠山防災会議協議会)並びに「地域防災の担い手をめざした中学教育の取組と実践」(世田谷区立太子堂中学校)の二つの取組が受賞しました。

有珠山防災会議協議会は、平成7年にハザードマップとして火山防災マップを作成し、周辺住民に配布し、噴火の歴史・火山災害による被害状況及び危険性について、住民の認識を高めました。また、有珠山噴火総合防災訓練を繰り返し実施しました。これらの活動を

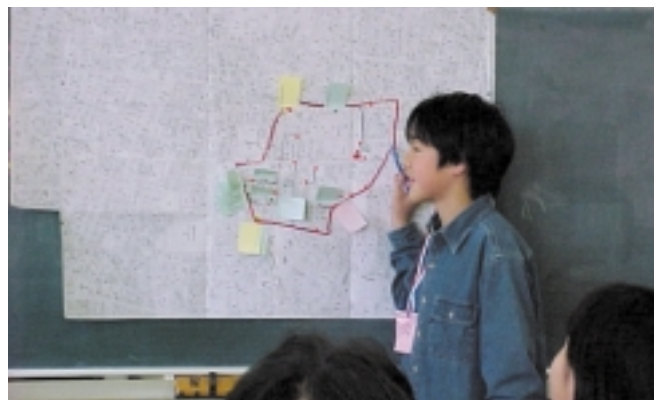
通じて平成12年の噴火の際に住民の迅速かつ的確な避難行動に寄与しました。

世田谷区立太子堂中学校は、D級ポンプ実技講習会・救急技能認定講習会・避難所体験サバイバルキャンプといった学校、家庭並びに地域が相互に連携・協力して防災教育に取り組み、「防災」をキーワードに様々な地域活動を実践しています。

その他の事例も斬新なアイデアを活かした事業や活動への積極的な取組が見られ、各地域において「防災まちづくり」が推進されていることをうれしく思います。

戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災以後も大規模な災害や事故が発生しています。最近では有珠山・三宅島での火山噴火災害が発生しました。また、集中豪雨、台風といった風水害などは毎年のように大きな被害をもたらします。こうした災害に備えるため、普段から防災意識を個人個人が持ち、身の回りのできること、例えば食料・飲料水・非常用持出袋の準備や地域で行われる防災訓練への参加などから実践していくことも大切なことです。

今後も「防災に関する視点」にたったまちづくりや住民生活について、過去の「防災まちづくり大賞」の表彰事例などを参考としつつ、地方公共団体と地域のまちづくり推進団体などが密接に連携し、その地域の特色を生かした災害に強い安全なまちづくりを進めていって頂きたいと思います。



学校における「防災マップづくり」と「防災マップ報告会」(学校地域防災連絡会 [東京都] 提供)

外出先での地震の対処

震災対策室

地震はいつ、どこで発生するかわかりません。あなたは、地震が発生したとき落ち着いて適切な行動がとれますか。自分の家なら大丈夫だと自信を持っている人でも、それが外出先だったらどうでしょう。平素とは違う危険があなたを襲ってきます。

パニック等で心理的に冷静さを欠いたとき、防災行動力は鈍ってしまいます。自分の身を守り、正確な情報による適切な行動をとるように心がけましょう。

また、土地に不案内な観光地等への旅行には、地震にあった場合の適切な行動をきちんと計画して行きましょう。特に、海水浴場などでは、あらかじめ津波避難場所の確認をしておくことが重要です。

1 市街地にいるとき

屋根瓦、窓ガラス、屋外広告物などが落下してくる恐れがあります。持ち物などで頭部を保護しましょう。また、ブロック塀などの倒れそうなものや垂れ下がった電線から遠ざかり、車に十分注意をして、道の中央を通るようにしましょう。

近くに大きな公園や広場などがあるときは、一時的にそこに避難して様子を見ることもよいでしょう。

2 劇場、デパート、ホテル等にいるとき

劇場などでは、天井に吊り下げられている物が落下してくる恐れがあります。持ち物などで頭部を保護し落下物から危険を防ぎましょう。デパートやスーパーなどでは、ガラスケース、陳列棚及び吊り下げ物などから離れましょう。いずれの場合もあわてて出口や階段に殺到せずに、警備員などの誘導や指示に従って避難しましょう。

また、エレベータは停電等により途中で止まったり、閉じこめられる恐れがあるので、利用はしないようにしましょう。エレベーターで地震にあったら、各階のボタンをすべて押し、最寄りの階で降りて、階段を使って避難しましょう。

3 車を運転しているとき

運転中に地震を感じたら、あわてて急停車することなく、ハンドルを取られないようにしっかりと握り、徐々に速度を落とし、消火栓等をさけて道路の左側に停車して様子を見ましょう。ラジオ等で交通、火災、津波などの情報を聞くことも大切です。

自動車を置いて避難する場合は、キーをつけたままドアをロックせずに避難しましょう。

4 電車や地下鉄に乗っているとき

電車や地下鉄は、地盤の弱いところでは、線路の沈下や変形により脱線・横転する恐れもあります。吊革や手すりにしっかりとつかまり身を守りましょう。

列車が停車したからといって、むやみに外に飛び出すと反対側の電車にはねられたり、垂れ下がった架線等で感電する危険もあるので乗務員の指示に従って避難しましょう。

5 地下街にいるとき

地下街は、耐震性が高いので、あわてることはありません。一時的に停電になっても誘導灯や非常用照明があるので、あわてて出口に殺到しないで、警備員や従業員の誘導に従って避難しましょう。

6 観光地等土地に不案内な場所にいるとき

観光地等の土地に不案内な場所にいるときは、デマ等に惑わされることなく、防災行政無線等による避難指示放送等に従い、適切な行動をとるようにしましょう。

7 海辺や河口近くにいるとき

海辺や河口近くでは、津波に襲われる危険があります。強い揺れを感じたり、津波警報や津波注意報があったら直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難しましょう。

消防防災機器の開発等および消防防災科学論文募集要領

独立行政法人消防研究所

1. 趣旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文を消防庁長官が表彰する制度です。

2. 主催

総務省消防庁・独立行政法人 消防研究所

3. 募集の範囲

(1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとします。

4. 応募者の区分

応募者の区分は、次の通りです。

- (1) 消防吏員もしくは消防団員、又はそれらのグループ（消防防災に係わる職員を含む。）
- (2) (1) 以外の個人もしくはグループ

5. 応募作品

- (1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合
 - ・新規に開発・改良されたもの。（ただし、市販化しているものは、平成9年4月1日以降のものに限る。）
- (2) 「消防防災科学に関する論文」の場合
 - ・新規に著されたもの。（ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成11年4月1日以降のものに限る。）

なお、(1) 及び (2) とともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複応募作品

は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

6. 応募の様式

所定の様式により、日本語で作成したものとします。

7. 表彰及び賞

- (1) 表彰状及び副賞を授与します。
- (2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

優秀賞

消防防災機器の開発・改良	10点以内
消防防災科学に関する論文	10点以内

奨励賞

消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文	2点以内
----------------------------	------

8. 作品の評価のポイント

技術的、学術的な創意、工夫を有するもの、先見性を有するものを積極的に評価します。

9. 表彰者の発表

平成15年2月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は消防研究所の機関誌「消研輯報」及び消防研究所ホームページに掲載します。

10. 締切

平成14年9月30日（月）（当日消印有効）

11. あて先及び問い合わせ先

独立行政法人 消防研究所 研究企画部
 〒181-8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号
 電話 0422-44-8331（代表） FAX 0422-42-7719
 消防研究所ホームページ <http://www.fri.go.jp/>
 メールアドレス hyosho@fri.go.jp

第2回消防研究所シンポジウム 消火設備の科学技術と基準

Second NRIFD Symposium- Science, Technology and Standards for Fire Suppression Systems -

主催：独立行政法人消防研究所

後援：総務省消防庁、(社)日本火災学会、日本燃焼学会、全国消防長会、アジア消防長協会、日本消防検定協会、危険物保安技術協会、(財)日本消防設備安全センター、(社)日本消火装置工業会

1. 日 時：2002年7月17日(水)～19日(金)

2. 会 場：独立行政法人消防研究所(東京都三鷹市
中原3-14-1)

3. 趣 旨：

消火設備の技術や基準は、地域毎の特性や歴史的経緯を反映してきました。このような規格や基準は、消火に関する知見を基礎として組み立てられています。ところが、国際化の進展に伴い、異なる地域に企業が進出して大規模な経済活動を行うようになりつつあることから、地域毎の特性や歴史的経緯に拘束されることなく、商品あるいはサービスとして消火設備、消火サービスが提供可能となるような規格や基準の統一が進行しています。本シンポジウムでは、消火設備の科学技術に関する領域と技術基準に関する領域を対象とし、基礎、応用、開発の各段階の研究成果及び技術基準の現状ならびに今後の展望について、各国の消火研究者、消火設備技術者、火災予防担当者間で情報交換を行うことにより、現在における消火設備に関する知識を整理し、将来の課題を洗い出し、消火設備に関する科学技術研究の推進と基準の国際化に貢献することを目的としています。

4. 使用言語：英語及び日本語(同時通訳付き)

5. 参加費：シンポジウム 無料

6. シンポジウム日程(予定)

7月17日(水)

・オープニングセッション

基調講演：「消火の科学技術に関する最近の進展」

・セッション1 新消火技術

・セッション2 ウォーターミスト

・セッション3 ウォーターミスト/消火のモデリング

7月18日(木)

・研究施設見学ツアー

・セッション4 消火のモデリング

・セッション5 消火の基礎研究

・オプションツアー(有料)

・懇親会(吉祥寺第1ホテル)(有料)

7月19日(金)

・セッション6 消火設備と基準

・セッション7 消火設備と基準

・パネルディスカッション 消火設備に求められるもの

7. 申込み・問合せ先

独立行政法人消防研究所

第2回消防研究所シンポジウム事務局

東京都三鷹市中原3-14-1

電話 03-3479-6004 FAX 03-3423-1601

e-mail symp2@fri.go.jp

<http://www.fri.go.jp/symp2/indexj.html>

第5回全国消防広報コンクール実施要綱

総務課

1 目的

消防行政を推進する上で重要な役割を果たしている消防広報の向上に資するため、全国の消防本部又は消防団が作成している広報紙、広報写真、広報ポスター・広報カレンダー及びホームページから広報技術が全国的に見て優秀なものを選定し、これを全国的に紹介することにより、各団体における広報技術の向上を図るとともに、消防防災行政の推進に寄与する。

2 主催

総務省消防庁

3 後援

日本消防協会、全国消防長会

4 コンクール対象媒体(部門)

- (1) 広報紙部門
- (2) 広報写真部門
- (3) 広報ポスター・広報カレンダー部門
- (4) ホームページ部門

5 応募基準

- (1) 応募団体は、全国の消防本部及び消防団とします。
- (2) 応募作品

各対象媒体とも各団体の自主企画によるものとし、著作権及び肖像権等に関して支障が生じないものに限りします。

平成13年度中(平成13年4月から平成14年3月の間)に制作・撮影したものとします。ただし、ホームページ部門は平成14年8月30日時点でインターネット上に公開されているものに限りします。

- (3) 応募作品数

1応募団体当たり複数部門の応募を可とします。

広報紙、広報ポスター・広報カレンダー部門及びホームページ部門は、各1作品の応募とします。

広報写真部門については、複数応募を可とします。

- (4) 各対象媒体ごとの留意点

広報紙(提出数:8部)

ア 住民を対象として消防防災行政の施策や計画等の複数のテーマを同時に啓発・周知し、また、これらに関する情報等について広報することを目的に企画・編集したもので、週刊、月刊、旬刊及び季刊等の形態で定期的に発行したものとします。

イ 作文集・学校における防火防災教育の補助教材等として使用されているもの及び市町村発行の広報紙の

広報紙部門
『広報誌「まどい」』
菊地消防組合消防本部



広報ポスター・広報カレンダー部門
『広報ポスター』
箱根町消防本部

広報写真部門
『「呼吸できた?」「できたよ!」』
東京消防庁



第4回全国消防広報コンクール 各部門最優秀作品

—今回からホームページ部門を新設—
作品募集中

中に部分掲載(1頁以上の分量があるもの。)しているものも対象とします。

広報写真(提出数:2枚)

ア 消防防災活動等について広報用として撮影したものとします。(カラー・モノクロのいずれも可)

イ 作品は、応募団体の職員が撮影したものに限りします。

ウ サイズは、四つ切りとします。

広報ポスター・広報カレンダー(提出数:2枚)

壁新聞は含むが、写真を貼付しただけのものは除きます。

ホームページ(提出数:8部)

ア 応募作品はインターネット上で公開されており、Internet Explorer5.5以上で閲覧可能なものに限りします。

イ 市町村等のホームページと共同で公開しているものも対象とします。

ウ 主なページ(トップページ、アピールするページ等)及びサイトマップ(サイト内構成、階層等が判るもの。)を書面で添付してください。

- (5) 応募作品ごとに「応募作品調書(指定様式・消防庁ホームページからダウンロード可)」を1部作成し添付してください。

6 応募締切り

平成14年8月30日(金) 当日消印有効

7 審査及び発表

- (1) 主催者である消防庁長官が委嘱した審査員により、部門別に入賞作品を選定します。

- (2) 審査結果は、消防庁広報紙「消防の動き」、日本消防協会広報紙「日本消防」及び 全国消防協会機関紙「ほのお」等に掲載して発表します。
- (3) 入賞作品については、平成14年版消防白書及び消防庁ホームページに掲載する予定です。

8 審査基準

- (1) 広報紙部門
企画 文章表現及び用語 編集(構成) その他
- (2) 広報写真部門及び広報ポスター・広報カレンダー部門
企画 表現 技術 その他
- (3) ホームページ部門
企画 情報(質・量) デザイン 技術 その他
- (4) 上記の他、年間発行(制作)回数、写真撮影等の制作委託の有無、制作担当者数、経費等も勘案することがあります。

9 表彰

(1) 受賞数

消防庁長官賞(最優秀賞) 各部門毎に1点
消防庁長官賞(優秀賞) 各部門毎に2点
消防庁長官賞(入選) 各部門毎に3点程度
消防庁長官賞(特別賞) 応募作品の状況により数点

- (2) 各部門の最優秀賞に対する表彰式は、11月上旬に、総務省消防庁(千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館3階)において行います。

10 その他

応募作品は原則として返却いたしませんので、御了承ください。

5月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防安第7号	平成14年5月7日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	小規模雑居ビルにおける違反是正の推進について
消防安第8号	平成14年5月7日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	小規模雑居ビルにおける違反是正の推進に係る要員の確保について
消防予第123号 消防安第 9号 消防危第 60号	平成14年5月7日	各都道府県知事	消防庁長官	消防法の一部を改正する法律の公布について
消防予第124号	平成14年5月7日	各都道府県知事	消防庁長官	火災予防条例(例)の一部改正について
消防危第67号	平成14年5月15日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	屋外貯蔵タンクの側板からの漏えい事故等防止対策について
消防安第13号	平成14年5月16日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	消防法第35条の3の2の規定による火災原因調査の消防庁長官への要請について
消防安第14号	平成14年5月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	小規模雑居ビルの防火安全に係る啓発リーフレットの作成について
消防予第153号	平成14年5月22日	各都道府県消防防災主管課長	消防庁予防課長	ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等の運用について
消防消第105号 消防予第152号 消防危第 70号	平成14年5月24日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長 消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	消防団員に対する三種危険物取扱者試験及び乙種消防設備士試験に係る試験科目の一部免除に関する執務資料の送付について
府政防第581号 消防震第21号	平成14年5月24日	1都4県防災担当部長	内閣府参事官(地震・火山対策担当) 消防庁震災対策室長	地震防災対策用資産の取得に係る税制上の特別措置について
消防消第111号	平成14年5月27日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	「障害等級の決定について」の一部改正について
消防総第229号	平成14年5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁総務課長	第5回全国消防広報コンクールの実施について
消防震第20号	平成14年5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁震災対策室長	津波避難対策の推進について

消防庁人事

平成14年6月11日付

氏名	新	旧
大庭 誠司	併任 消防大学校	防災課広域応援対策官併任消防課

平成14年6月19日付

氏名	新	旧
小濱 本一	辞職	消防大学校長

平成14年6月20日付

氏名	新	旧
今井 康容	消防大学校長	新潟県副知事

広報テーマ

6月

危険物安全週間
住宅防火対策の推進《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》
火遊びによる火災の防止
災害弱者対策の推進
石油コンビナート災害の防止

7月

防災訓練への参加の呼びかけ
花火による火災の防止
電気器具の安全な取扱い
住民自らによる災害への備え

追悼



故 消防司令長 酒井 俊明氏

昭和30年4月15日生
昭和49年4月1日採用

東京消防庁第二方面消防本部消防救助機動部隊機動特科隊長、酒井俊明消防司令長（47歳）は、平成14年5月7日（火）16時頃、東京都大田区京浜島で発生した火災現場において、消火活動中に突然大量の黒煙と熱気に包まれたため、部下に対し脱出を指示したあと、さらに強烈な熱気に襲われ、必死の手当の甲斐なくその職に殉じられました。

都民の生命、身体及び財産を守るため、一身の危険を顧みることなく、人命の検索及び火災の制圧に努められた崇高な精神に敬意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

消防庁では、消防庁長官表章 特別功労章 を授与し、その功績を称えることとしました。



故 消防司令補 有馬 秀彦氏

昭和44年11月5日生
平成5年4月1日採用

旭川市消防本部南消防署東出張所勤務、有馬秀彦消防司令補（32歳）は、平成14年5月9日（木）4時頃、北海道旭川市2条通で発生した火災現場において、勇猛果敢に消火活動を実施中に、壁体及び看板等が同時に崩落し、これら瓦礫が身体を直撃したことから、心肺停止状態に陥り、入院加療の甲斐なく19日にその職に殉じられました。

市民の生命、身体及び財産を守るため、一身の危険を顧みることなく、人命の検索及び火災の制圧に努められた崇高な精神に敬意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

消防庁では、消防庁長官表章 顕功章 を授与し、その功績を称えることとしました。

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)きょうせい